

農村景観・自然環境保全再生パイロット事業(新規)

～ N P O の活動の促進～

1. 趣 旨

- (1) 人の心にやすらぎを与える水田、水路、ため池、里山等の農村の原風景は、過去から現在に至るまで、地域の様々な活動により形成され維持されてきたものであり、現在及び将来における国民共通の資産である。こうした農村の原風景を維持し続けていくためには、良好な景観保全に向けた取り組み及び自然再生活動について、地域密着で活動を行っている N P O 等に直接支援することが重要である。
- (2) 平成15年1月に自然再生推進法が、平成16年12月に景観法が施行され、農村景観を始め、農村地域の豊かな自然環境の保全、再生等を推進していく必要性も高まっているところであり、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においても、良好な景観形成及び農村の豊かな自然環境の保全・再生について、農村の振興に位置づけられたところである。
- (3) また、経済財政諮問会議の「日本21世紀ビジョン」専門調査会報告書において、N P O など幅広い非政府主体が「公」を担い社会的ニーズに対応すると謳われており、今後は、行政主体のみならず、N P O 等市民団体が活動を活発化させることが重要である。
- (4) このため、公募方式により N P O 等が作成した計画案について審査を行い、選定された N P O 等の活動に対し直接支援する「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」を構築し、必要な措置を講じるものである。

2. 事業内容

- (1) 集落の景観保全に向けた以下の取り組みに対する支援
良好な景観の保全を促進するための調査研究、活動、研修会
活動に必要な資料及び機材 等
- (2) 豊かな生態系・自然環境を復元する以下のような自然再生活動への支援
モニタリング(生き物調査、水質調査等)の実施
消費者及び生産者との連携(ワークショップ、農業体験、実地研修会等)
自然環境保全整備の直営施工(資材の提供等) 等
- (3) 公募方式による N P O 直接支援のためのシステム検討等
事業実施主体となる N P O 等を審査、選定するシステムについての検討を実施
環境に配慮した整備手法に関する情報提供

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：2 の (1) (2) N P O 法人等
2 の (3) 民間団体
- (2) 実 施 方 法：2 の (1) (2) 公募方式により実施主体を選定
- (3) 補 助 率：2 の (1) (2) 2 分の 1 以内
2 の (3) 定額
- (4) 事業実施期間：平成18年度～平成22年度

4. 平成18年度概算決定額(平成17年度予算額)

80,000 (-) 千円

【担当課：農村振興局地域整備課 中山間整備事業推進室】